

郡山市公契約条例等に係るアンケート調査結果 < 受注事業者 >

- 1 調査期間 : 令和7年8月22日～11月30日
- 2 アンケート対象 : 令和7年4月1日～令和7年10月31日までに契約を締結し、労働環境の報告の対象となっている契約の受注者及び下請事業者

	労働環境 報告対象	受注者重複	アンケート 送付
市発注工事	12件	0件	13者
上下水道局 発注工事	12件	1件	11者
業務委託	9件	1件	8者
指定管理	1件	0件	2者

※複数件受注している事業者については、アンケート対象案件を1件としています。

- 3 調査方法 : 元請事業者にチラシ及びポスターを配布し、回答を依頼。下請事業者がいる場合には、元請事業者から下請事業者にチラシ及びポスターを配布し、回答を依頼。
QRコード又はURLからアクセスし、オンラインで回答をいただいた。

- 4 回答方法 : 電子回答

- 5 回答者数 : 92者

内訳： 市発注工事 55者 (元請：14者、下請：41者)

上下水道局発注工事 25者 (元請：11者、下請：14者)

業務委託 10者 (元請：10者、下請：0者)

指定管理 2者 (元請：2者、下請：0者)

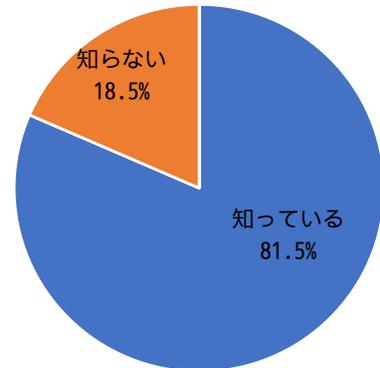
※元請事業者へのアンケート送付先の件数より回答数が多いものは、元請事業者が重複して回答したものと想定しています。

※アンケート回答の割合は端数を四捨五入しています。

1 郡山市公契約条例について

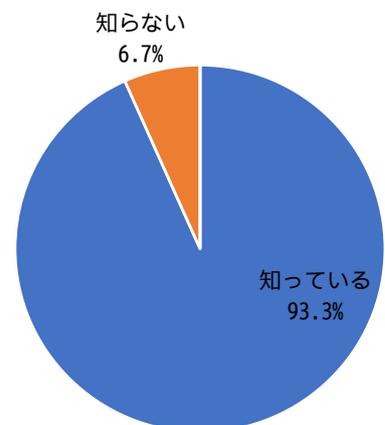
1① 「郡山市公契約条例」を知っていますか。（該当するもの1つに○）

選択肢	元請	下請	総数	割合	R 6	R 5
知っている	30	45	75	81.5%	60.5%	74.2%
知らない	7	10	17	18.5%	39.5%	25.8%
無記入	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
合計	37	55	92	100.0%	100.0%	100.0%



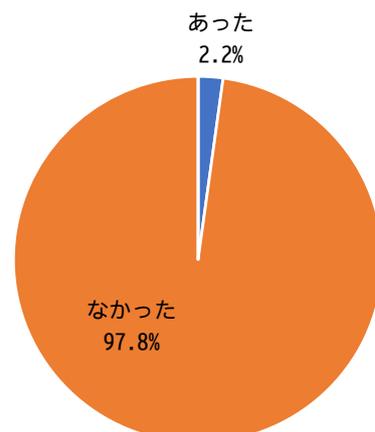
1② この条例に、「事業者等の責務」や「労働者等の申出・相談」が定められていることを知っていますか。（1①で「知っている」を選択した方のみ回答、該当するもの1つに○）

選択肢	元請	下請	総数	割合	R 6	R 5
知っている	28	42	70	93.3%	96.6%	94.7%
知らない	2	3	5	6.7%	3.4%	3.2%
無記入	0	0	0	0.0%	0.0%	2.1%
合計	30	45	75	100.0%	100.0%	100.0%



1③ 労働環境の報告が必要な工事等に従事している方から、この条例や労働環境に関する問い合わせなどはありましたか。（該当するもの1つに○）

選択肢	元請	下請	総数	割合	R 6	R 5
あった	0	2	2	2.2%	1.4%	7.8%
なかった	37	53	90	97.8%	98.6%	91.4%
無記入	0	0	0	0.0%	0%	0.8%
合計	37	55	92	100.0%	100.0%	100.0%



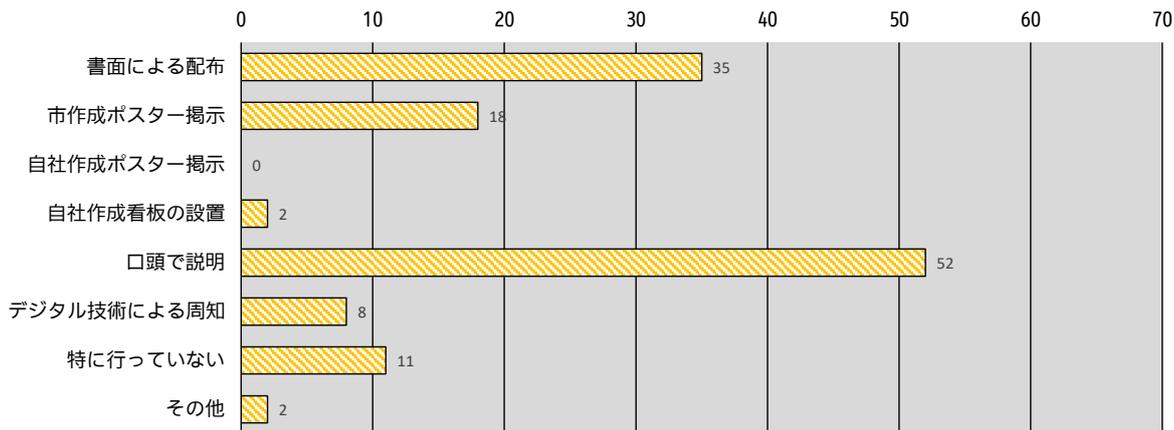
【問い合わせ内容】

下請	労働環境についての書類の提出を求められた
	労務費について

2 労働者等への周知について

2① 事業者は、工事等に従事する労働者に対して、従事する業務が条例の適用案件であることなどを周知する義務を課せられていますが、どのように周知しましたか。（該当するものすべてに○）

労働者への周知方法	元請	下請	総数	割合	R 6	R 5
書面による配布	13	22	35	27.3%	33.3%	22.7%
市作成ポスター掲示	9	9	18	14.1%	13.4%	12.2%
自社作成ポスター掲示	0	0	0	0.0%	1.1%	1.7%
自社作成看板の設置	1	1	2	1.6%	2.2%	4.7%
口頭で説明	23	29	52	40.6%	18.8%	46.5%
デジタル技術による周知	4	4	8	6.3%	7.5%	9.9%
特に行っていない	3	8	11	8.6%	17.2%	2.3%
その他	2	0	2	1.6%	6.5%	0.0%
合計	55	73	128	100.0%	100.0%	100.0%



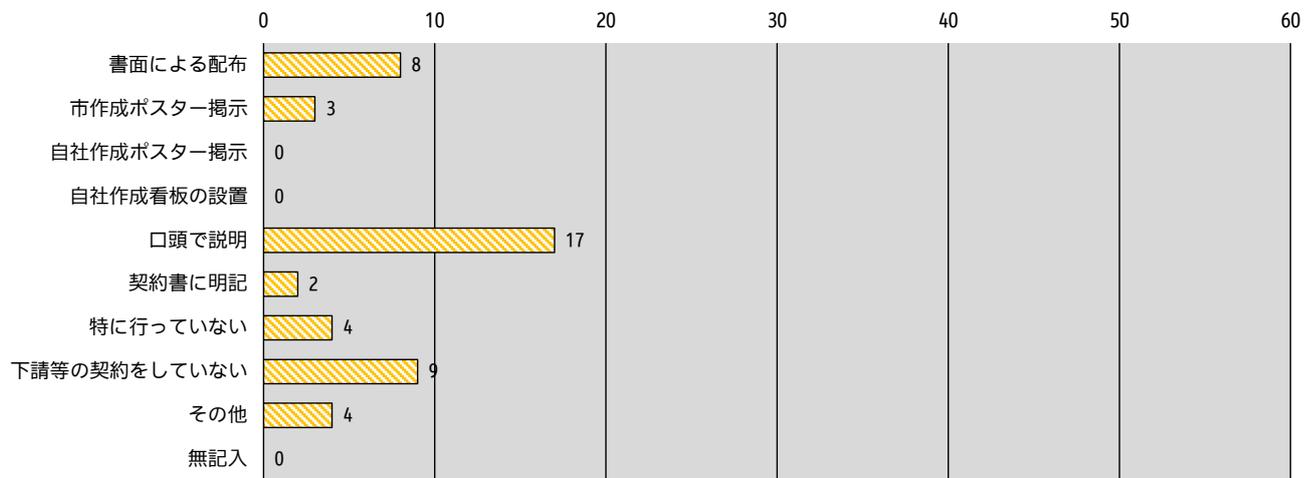
【従事者への具体的な周知方法】

元請	契約時や業務開始時に口頭及び書面で通知
	契約管理係から提示された書面、ポスターの配布
	現場事務所内に掲示
	本人と直接面談
	特記仕様書・監督員からの説明
	メールによる周知
	休憩場所への設置。定例会議時に各業者への配布。
	朝礼で周知
	ポスターを掲示し、口頭により説明している
	書面による
現場事務所へのポスターの掲示、及び現場代理人より口頭で説明をしております。	
下請	工事に関する説明など。
	工事関係者に用紙を配って話をした。
	新規入場教育、送り出し教育
	事務所に掲示
	契約時に説明
	個人配布
	送り出し教育の際に対面にて周知を行っている。
	工事現場事務所に掲示
	郡山市発注の工事を受注することが年に数回、作業も1日程度で終わるような小規模工事のため周知するまでには至らない。
	現場付近に看板設置等
現場事務所に掲示	

2② 下請・再委託事業者との契約締結の際、当該案件が条例の適用案件である旨をどのように周知しましたか。（該当するものすべてに○）

下請・再委託事業者への周知方法	元請	割合	R 6	R 5
書面による配布	8	17.0%	33.6%	23.9%
市作成ポスター掲示	3	6.4%	17.8%	17.4%
自社作成ポスター掲示	0	0.0%	1.9%	0.0%
自社作成看板の設置	0	0.0%	0.9%	0.0%
口頭で説明	17	36.2%	23.4%	41.3%
契約書に明記	2	4.3%	4.7%	4.3%
特に行っていない	4	8.5%	8.4%	0.0%
下請等の契約をしていない	9	19.1%	5.6%	8.7%
その他	4	8.5%	3.7%	4.3%
無記入	0	0.0%	0.0%	0.0%
合 計	47	100.0%	100.0%	100.0%

※元請事業者のみ回答



【下請・再委託事業者への具体的な周知方法】

下請け契約時に説明
いただいた資料を配布
契約時に口頭説明
内容をネット等で調べ通達
契約書の時に必要な事を説明
下請負契約前
再委託先も既に認識している
現場説明など打ち合わせ時口頭説明
契約締結時、市作成のポスターをもとに口頭で説明。
メールで周知
契約書に明記
雇入教育の時
契約時に書面をメールにて送付、その後口頭で説明しております。

2③ 労働者や下請・再委託事業者への周知方法等について、課題や提案など何かお気づきのことはありますか。（該当するもの1つに○）

選択肢	元請	下請	総数	割合	R 6
ある	2	3	5	5.4%	1.4%
ない	35	52	87	94.6%	98.6%
無記入	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	37	55	92	100.0%	100.0%

【「ある」を選択した場合、その内容】

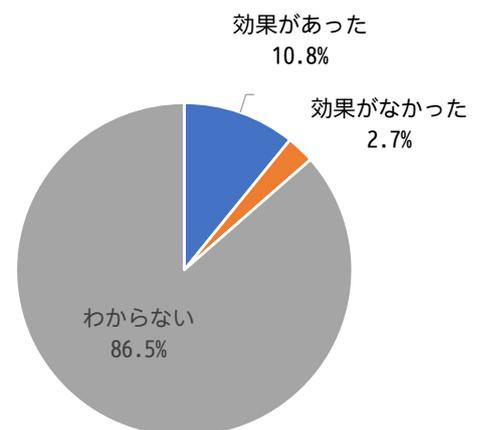
元請	現在は労働環境の報告が必要な工事・委託に従事している方から、この条例の労働環境に関する問い合わせがございませんが、もしあった場合、何をどのように回答する必要があるのかご教授願いたいです。
	「郡山市公契約条例」が制定されていることを今回初めて知りました。もっとわかりやすく、多くの人に認知されるように発信して欲しい。
下請	弊社は郡山市外で営業しており、さらには末端の下請企業。末端まで条例の周知もされていないのに労働者へ周知できるはずない。市外の企業でも分かるよう郡山市から積極的に情報を配信してほしい。
	もっと周知しやすい方法を市から積極的に発信してほしい。
	ポスターで簡易概要を掲示するとういと思います。

3 公契約条例の効果について

3① 公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。（該当するもの1つに○）

選択肢	元請	下請	総数	割合
効果があった	4	5	9	10.8%
効果がなかった	1	1	2	2.7%
わからない	32	49	81	86.5%
無記入	0	0	0	0.0%
合計	37	55	92	100.0%

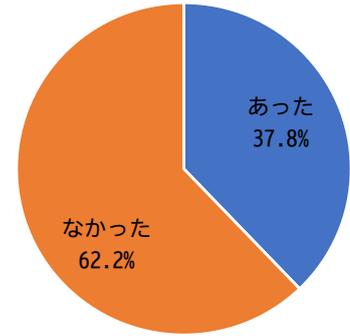
※ R 7 新規項目



3② 公契約条例の対象となったことにより、対象労働者の労働意欲の向上につながる効果があったと思いますか。（該当するもの1つに○）

選択肢	元請	下請	総数	割合
あった	14	26	40	43.5%
なかった	23	29	52	56.5%
無記入	0	0	0	0.0%
合計	37	55	92	100.0%

※ R 7 新規項目



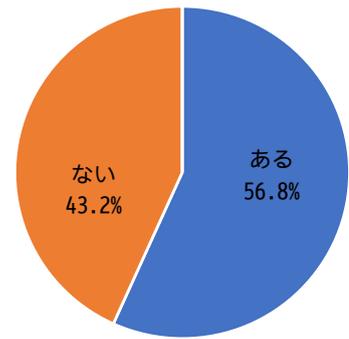
【その理由】

効果があった	元請	当社は委託業務のためほとんどが長期継続契約案件となっており、労働者にとっては仕事の安定につながる。 労働意欲の向上の効果があったかは、正直分かりません。	
		明確さ 労働者が早く働ける労働環境の整備を意識しながら業務遂行をしている。 区分・項目をみると、会社として必要なだと改めて思いました。 条例の内容に興味を持つ	
	下請	個々の考えはあると思いますが、向上心が上がった方は多いのではないのでしょうか。 気持ちのモチベーションが違いました 労働環境の整備により社員の意欲が湧いてきている 改めて知る事が出来た。	
効果はなかった	元請	対象労働者は、元々意欲的に働いて下さっているの、特に効果があったとは思えない 契約してから時間が経っていないこともあり、顕著な効果は見受けられない 特に何も意識しない 公共工事にかかわらず弊社下請契約時に契約約款に記載した内容とほぼ同じのため今回の工事での効果は確認できません。 まだ実感できません 何をどのように説明するのかわかりません。「市のHPを見てください」では説明が雑すぎますが、間違ったことを説明するわけにもいきません。まず公契約条例を説明し、それが理解できたかを確認して、労働意欲の向上につながったかの確認をしなければ、「効果があった」とは判断できないと考えています。 今回のアンケートでこの条例のことを初めて知ったから。 一般的な条例であるため 内容を理解していない 今までと特に変化を感じない為 実際効果があったかどうか分かりません。 変わりなく作業をしているので、どちらともいえない。	
		下請	書類が増えて大変だくらいにしか思わなかった いつもと変わらなかったと思う。 特に変化を感じられなかった 効果を実感できておりません。 特に気にせず、普段通り仕事してるから 先に回答した通り弊社が郡山市発注の工事に携わるのは年に数回、小規模工事の受注が主で、そこまで公契約条例を意識するような案件はなく判断するまでの材料がない。 効果があったかどうか評価する程の大規模工事を行っていない。 とくに何も聞いていない為分からない まだあまり効果を感じられていない 知らなかった為 公契約条例の認知がされていないと思う。

3③ 公契約条例が地域経済の活性化につながる効果があると思いますか。(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	総数	割合
ある	21	36	57	56.8%
ない	16	19	35	43.2%
無記入	0	0	0	0.0%
合計	37	55	92	100.0%

※R7新規項目



【その理由】

効果	元請	下請
効果がある	<p>一般的に労働者の権利が守られると思う</p> <p>市内中小企業の育成及び活用について、市内企業への発注を推奨することで地域経済の活性化につながる効果が期待できる</p> <p>分かりません</p> <p>委託業者の本社が地元なら、雇用、税金等、少なからず活性化には繋がると思います。</p> <p>公契約が標準的な金額で入札できるようになれば賃金に反映できるので、結果活性化になると思う。</p> <p>・人事募集の際、よりよい条件がわかるので人事採用の効果はあると思います。</p> <p>より多くの人や会社に認知されれば、市内中小企業の活躍する場が増えるから。</p> <p>個々がさらに頑張って生産性の向上に努めることが最優先と考える</p> <p>地域に密着することで安心が生まれる為</p> <p>市内業者との取引を優先している点では、地域活性化につながっていると思います。</p>	<p>向上心を持って地域経済のために思考をこらしていることは活性化につながるものだと思っています。</p> <p>適正価格の受注により社員の給与安定</p> <p>労働環境が整備されて効果があると思う</p> <p>良いにしろ悪いにしろ効果が無ければ意味がないのでは？</p> <p>安心につながる為</p> <p>この様なポスターで認知されて行けば知識にもなるし 意識も変わると思います。</p>
	効果はない	<p>単価等の見直し等、実際の取引している金額と、公共工事で設定している単価など乖離したところがある。物価の高騰に迅速に対応したり、増額の工事への対応、書類の簡素化の見直しなど、社会の変化に対する対応スピードが大きな課題となっている。</p> <p>本社を持つ企業、組合は効果があると思うが特に市外業者は効果があるように思えない。</p> <p>内容を理解していないため効果があるかも不明</p> <p>事業者のコスト増に不安を感じる。</p> <p>地域経済の活性化の効果は解りかねます。</p> <p>まだそこまでの影響があるかは、わからない</p>

4 条例に対する要望等について

4 本条例に関する事で、今後、市に取り組んで欲しいことや改善して欲しいことなどがありますか。
(該当するものどちらかに○)

選択肢	元請	下請	総数	割合	R6
ある	6	3	9	16.2%	2.8%
ない	31	52	83	83.8%	97.2%
無記入	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	37	55	92	100.0%	100.0%

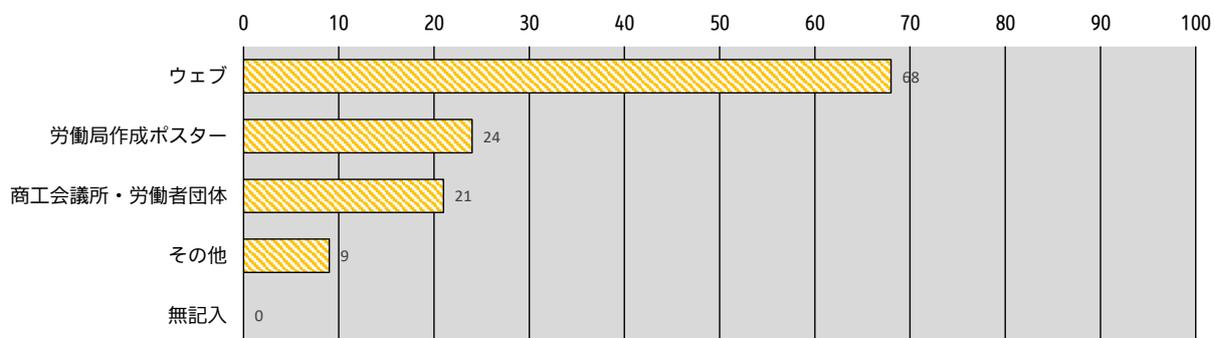
【「ある」を選択した場合、その内容】

元請	業務委託の契約年数をすべて長期継続にしてほしい
	物価の高騰に対してのスライド等の対応を柔軟かつ迅速に行なってほしい
	郡山市を本社とする企業、組合のみの入札参加資格。
	具体的に何を説明するのか具体的な内容を知りたいです。
	引き続き適正価格での入札が出来るように、お願いいたします。
下請	もっとこの条例のことを発信してほしい。
	工事に係わる業者への周知徹底をまずはしてほしい。
	弊社は郡山市外で営業しており、さらには末端の下請企業。末端まで条例の周知もされていないのに労働者へ周知できるはずがない。市外の企業でも分かるよう郡山市から積極的に情報を配信してほしい。
	各業者が利益になる様にしてほしい

5 最低賃金について

5① 福島県の最低賃金の改定についてどこから情報を入手していますか。
(該当するものすべてに○)

情報入手方法	元請	下請	総数	割合	R6
ウェブ	31	37	68	55.7%	56.5%
労働局作成ポスター	10	14	24	19.7%	15.3%
商工会議所・労働者団体	7	14	21	17.2%	18.8%
その他	5	4	9	7.4%	9.4%
無記入	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	53	69	122	100.0%	100.0%

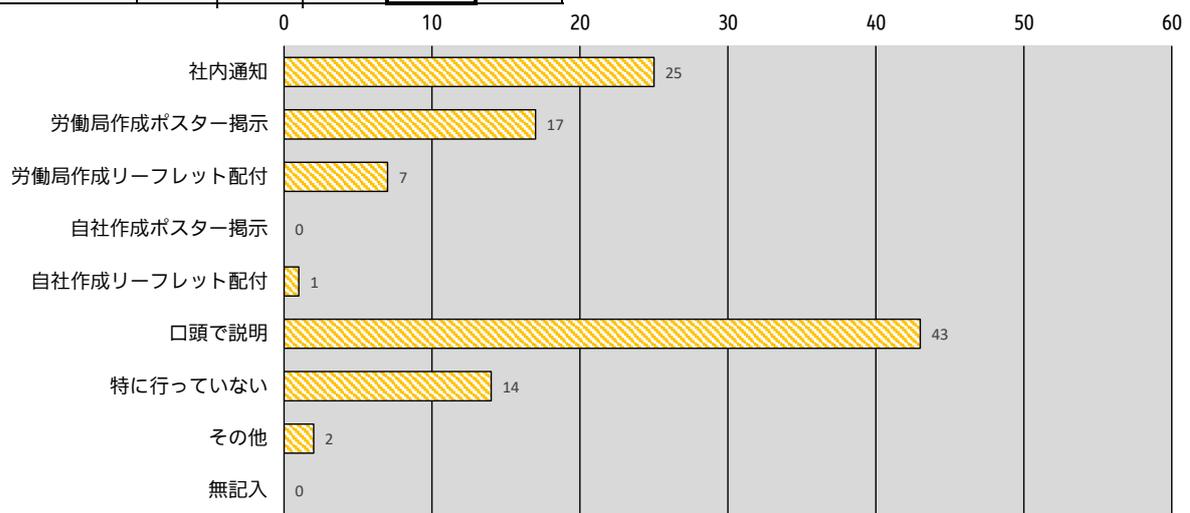


【「その他」の内容】

元請	新聞、テレビの報道
	厚生労働省のWeb等
	行政書士
下請	テレビ報道
	税理士・社労士

5② 使用者は労働者に最低賃金を周知する必要があります。(最低賃金法第8条)
最低賃金の改定について、貴社の従事者へはどのように周知していますか。(該当するものすべてに○)

労働者への周知方法	元請	下請	総数	割合	R6
社内通知	11	14	25	22.9%	30.4%
労働局作成ポスター掲示	9	8	17	15.6%	8.3%
労働局作成リーフレット配付	2	5	7	6.4%	4.8%
自社作成ポスター掲示	0	0	0	0.0%	0.0%
自社作成リーフレット配付	1	0	1	0.9%	0.0%
口頭で説明	18	25	43	39.4%	32.7%
特に行っていない	2	12	14	12.8%	17.9%
その他	1	1	2	1.8%	6.0%
無記入	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	44	65	109	100.0%	100.0%



【「その他」の内容】

元請	半年ごとの契約更新時に、個々に時給の内訳を説明し納得の上、押印をいただいて契約完了としております。
下請	雇用契約書の変更締結

6 その他

6 「郡山市公契約条例」をより広く周知するための方法や、その他、ご意見がありましたらご記入ください。

元請	工事に先立って担当者等から改めて説明する機会があったても良いと思う こまめな案内があると良いです。今回のアンケート依頼があって初めて知ることができました。 発信し続けてください。 1億の入札に参加し得る業者を集め勉強会を開く
下請	根本的に無駄 過去に郡山市の工事に携わった業者へ郵送でのリーフレット送付や市のメルマガの登録の推奨及び公契約条例についての情報配信など。 年配者が多いのでテレビを使って周知すれば口コミで広まる可能性があるのではないかと思います。それこそ郡山にもインフルエンサーもいるので協力者の一人に加えるとインスタ等で周知できるのかと思います。 過去に郡山市の工事に携わった業者へ郵送でのリーフレット送付や市のメルマガの登録の推奨及び公契約条例についての情報配信など。